住宅改修補助制度のご案内

木造住宅の耐震診断・耐震改修工事補助金について 令和4年11月30日(水)締切

◆ 耐震診断について

耐震補強の方法とそのための概算工事費をご提案します。 診断当日は、立会いをお願いします。

〈対象となる住宅〉 次の全てに該当する住宅です。

- ①昭和56年5月31日以前に工事着手した木造住宅
- ②一戸建ての住宅又は2分の1以上が住宅として使用されている併用住宅(長屋、共同住宅及び賃貸住宅は対象外)
- ③在来工法で階数が2階以下の住宅(ツーバイフォー工法や 非木造の住宅は対象外)
- ※診断費用は、国・県・町が負担するため 無料 です。



【熊本地震被害状況】

◆ 耐震改修工事補助金

耐震補強工事又は現地建替え工事に補助します。

補助額は、補強設計等費及び補助対象工事費の8割を合算した額、限度額100万円です。

※耐震補強工事の場合、耐震改修工事の補助対象とならない付帯工事について、下記の「耐震改修促進工事」との併用が可能です。(同部位の重複申請はできません)

補助金の交付申請を行う前に、建築工事(除却工事を含む)に着手してしまうと、補助は受けられませんのでご注意ください。補強設計等費を含む補助金交付申請を希望する場合は、補強設計契約前にご相談ください。

〈対象となる住宅〉 次の条件を全て満たす住宅です。

- ①下諏訪町が実施する耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の住宅
- ②耐震補強工事後の総合評点が0.7以上かつ工事前の評点を上回る工事、又は既存住宅の除却を伴う現地建替え工事(ただし、省エネ基準に適合すること)
 - ※土砂災害特別警戒区域内(レッドゾーン)の建替えは、補助対象外となります。
 - ※詳細については、町ホームページまたは担当課にお問い合わせください。
 - 問い合わせ 下諏訪町 建設水道課 都市整備係 ☎27-1111 (内線245)

安心安全住宅改修補助金について

令和5年2月9日(木)締切

	安心安全住宅改修工事	耐震改修促進工事
工事内容	1. 居室減災化工事 昭和56年5月31日以前に工事着手した住宅が対象。 地震に対して効果的な耐震シェルター、耐震ベッド等 の設備導入または構造の補強工事 (筋交い、耐力壁等) 2. ブロック塀等除去工事 ブロック造、石造、レンガ造等の門や塀を除去する工事、及び代替の施設を設置する工事 3. 屋外広告物除去工事 住宅に附属する屋外広告物を除去する工事	耐震改修促進工事 上記の耐震改修工事と同時に 施工し、耐震改修工事の補助 対象とならない付帯工事 (壁紙の張替え等、内装修繕工 事や外壁の塗り直し工事等)
補助額	工事に要する経費の2分の1に相当する額、限度額20万円	

☆月1回開催される住宅改修審査会により審査され、認められた工事が対象となります。 補助金の活用を希望する方は、施工前に申請をお願いします。

※詳細については、町ホームページまたは担当課にお問い合わせください。

■ 問い合わせ 下諏訪町 産業振興課 商工係 ☎27-1111 (内線274)

◎いずれの補助金も予算に限りがあるため、希望する方はお早めにご申請ください。